

青年部規約

大阪兵庫生コンクリート工業組合
青年部

(目的)

第1条 この規約は、大阪兵庫生コンクリート工業組合が定款第7条の規定により設置する青年部の組織および事業等について必要な事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 青年部は大阪兵庫生コンクリート工業組合青年部と称する。

(入部の資格)

第3条 青年部の部員は、原則として、本工業組合の組合員たる事業所の若手経営者（取締役もしくは取締役候補者として代表者が推薦する者1名／1工場）で、本会の主旨に賛同する年齢50歳未満の者とする。

(入部および脱退)

第4条 本青年部の入脱退は自由とするが、定年に達した場合の脱退は、満50歳に達した年の年度末とする。

2 本青年部への入脱退の希望者は、幹事会の承認を得ることとする。

(事業)

第5条 青年部は、会員相互の親睦と技能の交流を図るため、次の事業を行う。

- (1) 生コン業の経営・技術等の向上を図るための各種研修・研究発表・討論会等の開催
- (2) 会員相互の親睦を図るための各種会合の開催
- (3) 工業組合と協同組合の運営に関する研究
- (4) 工業組合と協同組合の事業に対する協力および提言
- (5) その他本青年部の目的達成のための事業

(青年部役員の定数)

第6条 青年部役員の定数は、次の通りとする。但し、会計監査は幹事が兼務する。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監査 1名

(青年部役員の任期)

第7条 青年部役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。補充のために選任された青年部役員の任期は、現任者の残任期間とする。

(青年部役員の職務)

第8条 部長は、青年部を代表し会務を総括する。

副部長は、部長を補佐し、必要に応じて部長の職務を代行する。

幹事は、業務を執行する。

会計監査は、会計を監査し青年部総会においてその結果報告をする。

(部会・委員会)

第9条 青年部に、必要により部会および委員会を置くことができる。

(青年部総会)

第10条 青年部総会は、通常総会および臨時総会とする。

通常総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも幹事会に諮り部長が招集する。

(幹事会)

第11条 幹事会は部長、副部長、幹事、会計監査をもって構成する。

(会議の成立および議決)

第12条 青年部総会・部会・委員会および幹事会は、それぞれの会の総数(当日現在)の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって決定とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会計)

第13条 青年部は、その行う事業の費用に当てるため会費を徴収することができる。前項の会費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、青年部総会において定める。

(事業年度)

第14条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項であつて、緊急かつ必要な事項は、幹事会の議を経て決定する。

付 則

1. 本青年部の活動および事業は、本規約第5条の定めによって実施するものとし、これが立案・企画は青年らしい自主的・自発的な発想を期待するものであるが、その実施に当たっては本工業組合の理念および事業推進上の整合性を図るため、工業組合との協議を得て行うものとする。
2. 本青年部の役員は、第3条の定める満50歳以上に達した場合であっても、適材を得るために当分の間、延期することができる。
3. この規約は、平成10年3月24日から施行する。

【改 訂】

(入部および脱退)	第4条	……平成10年6月9日改訂実施
(青年部役員の定数)	第6条	……平成18年6月30日改訂実施
(部員の資格)	第3条	……平成20年6月13日改訂実施
(青年部役員の定数)	第6条	……平成20年6月13日改訂実施
(入部の資格)	第3条	……平成27年6月30日改訂実施
(青年部役員の定数)	第6条	……平成27年6月30日改訂実施
(幹事会)	第11条	……平成27年6月30日改訂実施
(入部の資格)	第3条	……平成29年6月23日改訂実施
(入部の資格)	第3条	……平成30年6月27日改訂実施
(入部および脱退)	第4条	……平成30年6月27日改訂実施
(青年部役員の定数)	第6条	……平成30年6月27日改訂実施
付則		……平成30年6月27日改訂実施
(入部の資格)	第3条	……2023年6月30日改訂実施